

子育て世帯への臨時特別給付について（会長談話）

昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大が日本経済に大きな影響を及ぼす中、指定都市においては、地域の実情に応じて市民の安全・安心の確保や地域経済の回復に向け国の施策を活用するなど、全力で取り組んできました。

こうしたなか、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、子育て世帯への臨時特別給付については、一部の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされ、このうち5万円は先行的な現金給付、残りの5万円相当は来年春の卒業・入学・新学期に向けた支援として、子育てに係る商品やサービスに利用できるクーポンを基本として給付を行うこととされています。

しかし、5万円相当のクーポン給付については、幅広く活用できる現金での給付を望む市民の声や、多額の事務経費に対する指摘があるほか、支給事務を担う地方自治体の意見が十分に反映されていない状況です。給付対象者やサービス提供事業者等が多い指定都市においては、国が想定するクーポン給付の実施方法では、準備に相当の時間と事務負担を要することが見込まれることから、当該事業の目的である、来年春の卒業・入学・新学期に向けた子育て世帯への支援が間に合わない恐れがあります。

子育て世帯への支援を迅速かつ効率的に実施するために、地方自治体の判断で自由にクーポン給付と現金給付を選択することができるよう対応いただくとともに、早急にその方針を明示していただくことを強く求めます。

令和3年12月13日
指定都市市長会会長

鈴木康友